

福祉有償運送の手引き

平成 26 年 3 月

兵庫県健康福祉部社会福祉局高齢社会課

目 次

I 福祉有償運送制度とは

- 1 高齢者の移動手段の確保をめぐって P. 1
- 2 制度のあらまし P. 3

II 福祉有償運送事業の実施に向けて

- 1 新規登録と留意すべき事項 P. 5
- 2 登録の更新・変更 P. 8

I 福祉有償運送制度とは

1 高齢者の移動手段の確保をめぐって

介護保険制度が施行された2000（平成12）年当時、約900万人だった75歳以上高齢者（後期高齢者）は、現在約1400万人となっており、2025（平成37）年には2000万人を突破し、「後期高齢者2000万人社会」になっていきます。

本県においても、65歳以上の高齢者人口は、平成22年10月1日現在で1,281,486人、高齢化率は23.1%となっており、75歳以上の後期高齢者人口は、600,323人、後期高齢化率は10.8%となっています。

今後は、高齢化がさらに急激に進行しますが、75歳以上は2025年までの15年間で38万人、65歳以上は2020年までの10年間で33万人増加します。

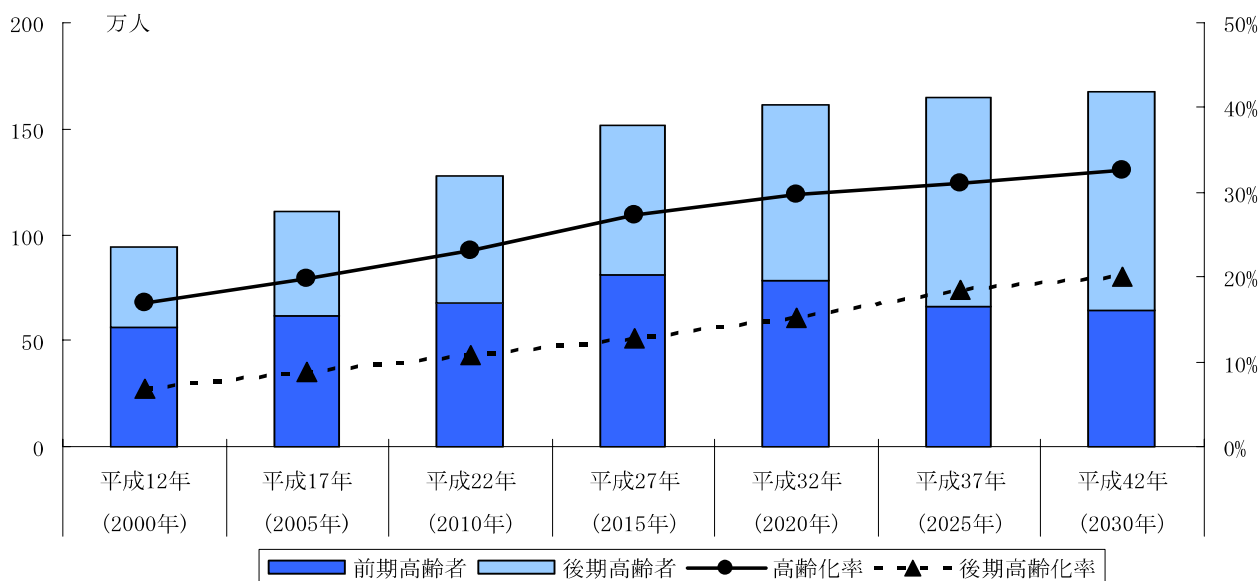
◇本県における高齢化の推移と将来推計

区分	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	平成32年 (2020年)	平成37年 (2025年)	平成42年 (2030年)	
総人口	5,550,574人	5,590,601人	5,588,133人	5,535,297人	5,434,248人	5,290,419人	5,116,375人	
高齢者人口	939,950人 (928,175人)	1,108,564人 (1,101,977人)	1,281,486人 (1,275,205人)	1,514,803人	1,616,475人	1,644,562人	1,672,209人	
	前期高齢者 (65～74歳)	563,395人 -	616,949人 (620,087人)	681,163人 (677,275人)	807,050人	784,927人	661,304人	642,960人
	後期高齢者 (75歳以上)	376,555人 -	491,615人 (481,890人)	600,323人 (597,930人)	707,753人	831,548人	983,258人	1,029,249人
高齢化率	16.9%	19.9%	23.1%	27.4%	29.7%	31.1%	32.7%	
後期高齢化率	6.8%	8.8%	10.8%	12.8%	15.3%	18.6%	20.1%	

※ 平成12～22年は国勢調査

※ 高齢者人口の下段（ ）内：過去の市町介護保険事業計画における推計値を集計

※ 平成27～67年は、県ビジョン課推計



このような中、“できる限り住み慣れた地域で、最期まで尊厳をもって自分らしい生活”を進めていくためには、要介護者等の移動手手段の確保は極めて重要であり、NPO等による福祉有償運送は、タクシー等による輸送サービスを補完するものとして、また生活を維持する上で、今後、ますます重要性が高まっていくものと考えられます。

福祉有償運送制度については、料金設定も低廉で車も高齢者や障害者に配慮された仕様となっているなど、利用者ニーズや利便性が高いものとなっていますが、一方でスタッフや採算性の確保が困難といった課題もあり、新規事業者の参入は伸び悩んでおり、平成25年3月末時点で事業実施事業者は86事業者に止まっているという実態もあります。

◇福祉有償運送の実施事業者数

年度		22年度末	23年度末	24年度末
事業者数	兵庫県	81	87	86
	全 国	2,344	2,338	2,405

今後、高齢化の進行により、都市部を中心に75歳以上の高齢者数が急増するとともに、単身や夫婦のみ高齢者世帯が増加するなど地域社会・家族関係が大きく変容する中、家族の支援を受けられない移動困難者に対する支援の確保は、喫緊の課題となっていくと見られます。

現在、福祉有償運送事業を行っている事業者の中には、社会福祉法人やNPO法人で介護保険事業所を運営している事業者もありますが、こうした移動支援サービスを、他の福祉サービスと併せて実施していくことが、地域における福祉サービスを行う事業者として、今後、評価されることにつながっていくと考えられます。

2 制度のあらまし

福祉有償運送とは、NPOや社会福祉法人などの非営利法人が、要介護者や身体障害者などの公共交通機関を使用して移動することが困難な人を対象に、通院、通所などを目的に有償で行う車による移送サービスのことをいいます。

平成18年10月以前は、道路運送法第80条の例外許可として通達（ガイドライン）に基づいて運用されていましたが、平成18年10月1日に道路運送法（以下、「法」という。）が改正され、法第78条第2号に規定する「自家用有償運送」の一類型として法律に基づく制度となりました。

◇運送事業の区分（自家用有償運送を含む）

種類	種別	代表的な運行形態
有償運送	一般旅客自動車運送事業 (法第4条)	<ul style="list-style-type: none"> 一般乗合旅客自動車運送事業 一般貸切旅客自動車運送事業 一般乗用旅客自動車運送事業
	自家用有償旅客運送 (法第78条)	<ul style="list-style-type: none"> 市町村運営有償運送 (法第78条第2号、規則第49条第1号) 過疎地有償運送 (法第78条第2号、規則第49条第2号) 福祉有償運送 (法第78条第2号、規則第49条第3号)
		<ul style="list-style-type: none"> 路線バス〈運営・運行とも一般乗合旅客自動車運送事業者が行うもの〉 貸切バス〈一個の契約により乗車定員11人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する一般旅客自動車運送事業〉 タクシー〈一個の契約により乗車定員11人未満の自動車を貸し切って旅客を運送する一般旅客自動車運送事業〉 介護タクシー、福祉タクシー
		<ul style="list-style-type: none"> 交通空白輸送：市町内の過疎地域等の交通空白地域において、市町村自らが当該市町村内の住民の運送を行うもの 市町村福祉輸送：当該市町の住民のうち、身体障害者、要介護者等であって、市町に会員登録を行った者に対して、市町自らが原則としてドア・トゥ・ドアの個別輸送を行うもの 過疎地域等において、NPO法人等が当該地域の住民やその親族等の会員に対して、実費の範囲内で、営利とは認められない範囲の対価によって運送を行うもの NPO法人等が要介護者や身体障害者等の会員に対して、実費の範囲内で、営利とは認められない範囲の対価によって、乗車定員11人未満の自動車を使用して、原則としてドア・トゥ・ドアの個別輸送を行うもの
無償運送	自家用自動車による無償運送は、道路運送法の規制対象外 <ul style="list-style-type: none"> 市町またはNPO等が住民の運送を無償で行うもの 医療施設、旅館等の無料送迎バスなど 	

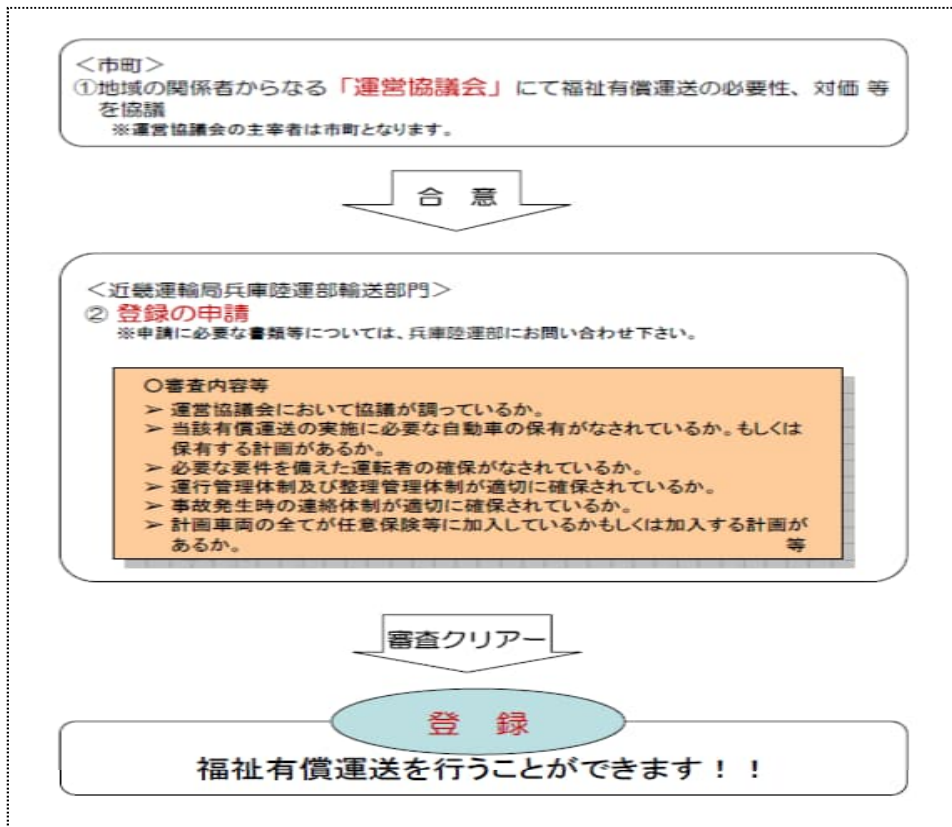
※ 法＝道路運送法、規則＝道路運送法施行規則

従って、福祉有償運送を行おうとする場合は、法第79条の登録が必要となります。

兵庫県内で福祉有償運送を実施する場合には、国土交通省近畿運輸局神戸運輸監理部兵庫陸運部に申請を行います。

また、登録の申請に当たっては、市町が設置する「運営協議会」において、福祉有償運送の必要性、運送の区域、旅客から収受する対価等について協議が調うことが必要となりますので、運送の区域の所在する市町への相談が必要となります。

◇登録までの流れ



◇相談窓口

【国土交通省近畿運輸局神戸運輸監理部兵庫陸運部】 輸送部門 (078) 453-1104

【県内市町相談窓口 (H26. 3. 31 現在)】

市町名	部局課	電話	市町名	部局課	電話
神戸市	保健福祉局総務部計画調整課	078-322-5198	篠山市	保健福祉部地域福祉課	079-552-5346
姫路市	健康福祉局保健福祉推進室	079-221-2317	養父市	健康福祉部社会福祉課	079-662-3162
尼崎市	健康福祉局障害福祉課 高齢介護課	06-6489-6352 06-6489-6356	丹波市	福祉部生活支援課	0795-74-0222
明石市	福祉部障害福祉課	078-918-1344	南あわじ市	健康福祉部長寿福祉課	0799-44-3005
西宮市	健康福祉局福祉部高齢福祉課	0798-35-3150	朝来市	健康福祉部老年福祉課	079-672-6124
洲本市	健康福祉部福祉総務課	0799-26-1166	淡路市	健康福祉部長寿介護課	0799-64-2511
芦屋市	保健福祉部老年福祉課	0797-38-2044	宍粟市	健康福祉部老年・障害福祉課	0790-63-3101
伊丹市	健康福祉部地域福祉室障害福祉課	072-784-8032	加東市	福祉部社会福祉課	0795-42-3301
相生市	健康福祉部健康介護課長寿介護係	0791-22-7124	猪名川町	生活部福祉課	072-766-8701
豊岡市	健康福祉部老年福祉課	0796-29-0055	多可町	健康福祉課	0795-32-5151
加古川市	福祉部福祉健康局高齢者・地域福祉課	079-427-9208	稲美町	健康福祉部健康福祉課	079-492-9137
たつの市	健康福祉部老年福祉課	0791-64-3152	播磨町	福祉グループ	079-435-2361
赤穂市	健康福祉部介護福祉課	0791-43-6809	神河町	健康福祉課	0790-32-2421
西脇市	福祉生活部福祉総務課	0795-22-3111	市川町	健康福祉課	0790-26-1010
宝塚市	健康福祉部健康長寿推進室いきがい福祉課	0797-77-2076	福崎町	健康福祉課	0790-22-0560
三木市	健康福祉部福祉課	0794-82-2000	太子町	生活福祉部社会福祉課	079-277-1013
高砂市	福祉部障がい・地域福祉課	079-443-9027	上郡町	健康福祉課	0791-52-1114
川西市	健康福祉部長寿・保険室長寿・介護保険課	072-740-1174	佐用町	健康福祉課社会福祉推進室	0790-82-0661
小野市	市民福祉部社会福祉課	0794-63-1011	香美町	福祉課	0796-36-1964
三田市	健康福祉部介護保険課高齢者支援係	079-559-5702	新温泉町	健康福祉課 福祉係	0796-82-5620
加西市	市民福祉部社会福祉課	0790-42-8728			

Ⅱ 福祉有償運送事業の実施に向けて

福祉有償運送を行おうとする場合は、市町等が主宰する「運営協議会」において、福祉有償運送の必要性、運送の区域、旅客から収受する対価等について合意を得た後に、兵庫陸運部に登録が必要です。登録に当たって必要な事項の詳細は、「福祉有償運送ガイドブック（国土交通省自動車交通局旅客課作成）」が発行されていますが、主な事項は、以下のとおりとなっています。

1 新規登録と留意すべき事項

新規登録に必要な主な要件と留意すべき事項等は、次のとおりです。

(1) 実施主体

NPO法人、社会福祉法人、医療法人、一般社団法人、一般財団法人 など非営利法人
※ 個人の方は、申請できません

(2) 運送の区域

運送の区域は、運営協議会の協議が調った市町を単位とし、旅客の運送の発地又は着地のいずれかが運送の区域内にあることが必要

(3) 使用車両

乗車定員11人未満の自家用自動車（軽自動車を含む）で、リフトなど特殊な設備や装置を設けた福祉車両又はセダン型車両

【使用車両の例】

<リフト>



<スロープ>



<回転シート>



<リフトアップシート>



(4) 利用者

介護保険の要介護者・要支援者、身体障害者及びその他単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者であって、あらかじめ会員登録した者

① 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
② 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
③ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
④ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害、その他の障害（発達障害、学習障害を含む）を有する者

(5) 運転者の条件

運転者は自動車の種類に応じて、次の要件のいずれかを備える者

自動車の種類	運転者の要件
①福祉自動車	ア 第2種運転免許を受けており、その効力が停止されていない者
	イ 第1種運転免許を受けており、かつ、その効力が過去2年以内において停止されていない者であって、次の要件 (i, ii) のいずれかを備えるもの
	i 国土交通大臣が認定する福祉有償運送運転者講習※を修了していること
	ii (社) 全国乗用自動車連合会、(財) 全国福祉輸送サービス協会及び(社) シルバーサービス振興会が行うケア輸送サービス従事者研修を修了していること
②セダン型	上記の福祉自動車を運転させる場合の要件に加えて、次の要件のいずれかを備える者（又はいずれかの要件を備える者の乗務）
	ア 介護福祉士
	イ 国土交通大臣が認定するセダン等運転者講習※を修了していること
	ウ 上記①. イ. ii の研修を修了していること
	エ 訪問介護員など

※参考 兵庫県内の国土交通大臣認定講習実施機関（H26.2.13 現在）

名称	主たる事務所の所在地	講習の名称		電話番号
		福祉有償運送運転者講習	セダン等運転者講習	
兵庫県移送サービスネットワーク	明石市大久保町	○	○	078-946-6711
特定非営利活動法人ネビオン	神戸市須磨区妙法寺	○	○	078-741-1120
株式会社ユニ介護	神戸市兵庫区駅前通	○	○	078-578-1011
兵庫県高齢者生活協同組合	神戸市中央区八幡通	○	○	078-200-3933
株式会社あみーご	西宮市川西町	○	○	0798-20-6261
鹿島産業株式会社	高砂市春日野町	○	○	079-448-5055
特定非営利活動法人つくし	神戸市須磨区衣掛町	○	○	078-731-7798
有限会社アスター	明石市沢野	○	○	078-921-2481

(6) 損害賠償保険の加入

運送者は、自動車の運行により生じた旅客その他の方の生命、身体又は財産の損害を賠償するため、次の基準に適合する任意保険（共済を含む）の契約を締結していることが必要。

① 対人賠償の限度額が1人につき、8,000万円以上のもの
② 対物賠償の限度額が1事故につき、200万円以上のもの
③ 運送者の法令違反が原因の事故について、補償が免責となっていないこと
④ 保険期間中の保険金支払額に一定割合の負担額その他の制限がないこと
⑤ すべての福祉有償運送自動車について契約を締結すること

(7) 運行管理体制の確保

運行管理の責任者を選任し、輸送の安全及び利用者の安全確保ができる体制を整備することが必要。

また、配置車両が5両以上となる場合は、次に掲げる者のうちから責任者を選任することが必要。

※運行管理の責任者がやむを得ず不在となる場合は、あらかじめ運行管理を代行する者を定めておくことが必要

運行管理の責任者の要件	選任する人数
国家資格たる運行管理者	39 両まで1人、以降40 両毎に1人
運行管理者試験の受験資格を有する者	19 両まで1人、以降20 両毎に1人
安全運転管理者の要件を備える者	

(8) 整備管理の確保

整備管理の責任者を選任し、車両の定期的な点検や整備の適切な実施を行う体制を整備することが必要。

(9) 事故発生時の連絡体制の確保

事故が発生した場合に適切に対応するため、責任者の選任その他連絡体制を整備することが必要。（※事故が発生した場合は、記録を事務所に2年間保存）

また、福祉有償運送自動車に事故があった場合は、30日以内に、自動車事故報告書を運輸支局等に提出することが必要。

(10) 苦情処理体制の確保

旅客に対する取扱いその他福祉有償運送に関して苦情を申し出た者に対して、遅滞なく対応することが必要。（※記録は1年間保存）

(11) 利用料（移送の対価）

業務の開始前に、利用者（旅客）から收受する利用料（移送の対価）を定め、あらかじめ利用者（旅客）に対して書面の提示など適切な方法で説明。（変更時も同様）

利用料（対価）は、原則として次の中から選択。ただし、これらのいずれにもより難しい場合には、運営協議会の合意に基づき、地域の実情に応じた利用料（対価）の設定を行うことも可能。

①距離制	原則として、利用者（旅客）の乗車した地点から降車した地点までの走行距離に応じて利用料を設定するもので、初乗りに係る利用料（対価）と加算に係る利用料（対価）を定める。
②時間制	利用者（旅客）の指定した場所に到着した時から利用者（旅客）の運送を終了するまでに要した時間により利用料（対価）を定めるもので、初乗りに係る利用料（対価）と加算に係る利用料（対価）を定める。
③定額制	利用者（旅客）の運送に要した時間及び距離によらず、1回の利用ごとの利用料（対価）を定める。

(12) 運営協議会における審議

運営協議会は、福祉有償運送の必要性、収受する対価（上記の（11））その他これらを行うにあたり必要となる事項（（1）～（10）など）を協議するために設置。

- 必要性の判断
対象となる移動制約者と区域におけるタクシー、ボランティア輸送の状況などを比較して、運営協議会で判断
- 兵庫県における運営協議会の設置状況（平成25年3月末現在）
市町単独または複数の市町が共同して運営協議会を設置

地区名（設置形態）	構成市町
神戸（単独設置）	神戸市
阪神（共同設置）	尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町
東播磨（共同設置）	明石市、加古川市、高砂市、播磨町、稲美町
北播磨（共同設置）	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町
姫路市（単独設置）	姫路市
神河町（単独設置）	神河町
市川町（単独設置）	市川町
西播磨（共同設置）	相生市、たつの市、赤穂市、太子町、上郡町、佐用町、宍粟市
但馬（共同設置）	豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町
篠山市（単独設置）	篠山市
丹波市（単独設置）	丹波市
淡路（共同設置）	洲本市、南あわじ市、淡路市

2 登録の更新・変更

福祉有償運送の兵庫陸運部への登録については、有効期間があり、登録の有効期間満了後も、引き続き、福祉有償運送を行おうとする場合には、有効期間の更新登録が必要です。登録内容等に変更があった場合も手続きが必要です。

(1) 登録の有効期間

- 新規登録の場合
登録の日から2年間
- 更新登録の場合
有効期間の満了日の翌日から2年間
ただし、次のすべてに該当する場合は、有効期間の満了日の翌日から3年間

・重大事故等を引き起こしていない
・業務停止命令を受けていない
・業務是正命令を受けていない

(2) 変更の登録等

福祉有償運送の登録内容等に変更があった場合の手続きは、以下のとおりです。

① 兵庫陸運部への変更登録が必要な事項

ア 運営協議会での合意を経て、兵庫陸運部に変更登録が必要な事項

運送の区域（運営協議会の協議が調った市町を単位とし、旅客の運送の発地又は着地のいずれかが運送の区域内）を増加する場合
自家用有償旅客運送の種別を増加する場合

イ 兵庫陸運部に変更の届出が必要な事項（運営協議会での合意は不要）

名称及び住所並びに代表者の氏名
自家用有償旅客運送の種別を減少する場合
運送の区域（運営協議会の協議が調った市町を単位とし、旅客の運送の発地又は着地のいずれかが運送の区域内）を減少する場合
事務所の名称及び位置
事務所ごとに配置する自動車の種類ごとの数
<ul style="list-style-type: none"> ・ 同じ種類の自動車を入れ替える場合など、種類ごとの数に変更がない場合は、届出は不要
運送しようとする旅客の範囲
<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者のみを運送していた運送者が新たに要介護者を運送することとなる場合など、旅客の範囲が追加や変更となる場合には、届出が必要。 ・ 運送しようとする旅客の数を変更する場合は、届出は不要。

※ 変更をした日から30日以内に届出が必要

② 運営協議会での合意が必要な変更事項

上記、(2) ①アの場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運送の区域を増加する場合 ・ 自家用有償旅客運送の種別を増加する場合
旅客から収受する対価を変更する場合	

③ その他

その他の事項で変更が生じた場合は、各市町で確認してください。